

給付奨学生 全員提出！！

本人保管用

※必ずお読みいただき、
授業料（等）の納入完了ま
で保管してください。

2026年度後期 授業料（等）の延納手続きについて 【高等教育の修学支援新制度対象者用】

高等教育の修学支援新制度対象者（給付奨学生）は、毎年、マイナンバーの情報で家計基準による支援区分が見直され、10月から新しい支援区分が反映されます。支援区分の決定が授業料納入期限後となるため、給付奨学生は全員、授業料（等）延納手続きが必要となります。

つきましては、下記の通り手続きくださいますようお願いいたします。

1. 延納手続および除籍猶予手続について

【提出書類（申請に必要な書類）】

- ①『授業料（等）延納願』（様式第10号）準用
- ②『授業料（等）納入および除籍猶予願』（様式第11号）準用

※家計基準により支援対象外となっている方も提出が必要です。

※ ①と②、2種類の書類に必要事項を記入し「2枚」の左上をホッチキス止めして提出してください。

※ ①と②の書類を提出された方は教務課に2026年度後期授業料（等）延納願を提出する必要がありません。

【提出期間】 **2026年7月15日（水）（厳守）**

※やむを得ず郵送する場合は、
レターパックライト（記録郵便）にて送付ください。

【提出先】 本館1階奨学金窓口前の
専用BOXへ投函
してください。

【送付先】

〒574-8530
大東市中垣内3-1-1
大阪産業大学 学生課 奨学金係 行

奨学金関連書類在中

【上記2種類の延納および除籍猶予手続による納入期限と除籍猶予期限】

- ①『授業料（等）延納願』により、2026年12月15日（火）まで（2カ月間）納入期限を延期できます。
※ なお、①の延納手続期限までに納入確認ができない場合は、②の除籍猶予願者として取り扱います。
- ②『授業料（等）納入および除籍猶予願』により、2027年1月15日（金）まで納入期限が猶予されます。
※ ただし、②の場合除籍猶予手数料として2,000円が加算されますのでご注意ください。

【延納手続および除籍猶予手続にかかわる注意事項】

- * 授業料（等）納入期限（2026年10月15日）を過ぎると「休学願」の提出はできません。
- * 消せるペン（フリクションボールペンなど）で書いた延納手続書類は無効となります。
- * ②の除籍猶予期限（2027年1月15日）までに納入しなければ、除籍（2026年9月21日付）となります。
- * 除籍になると、当該年度後期の成績および履修が無効となり、単位を取得できません。
- * 除籍確定後（3年を超えない者）は、規程に基づく「再入学」制度でしか、大学に戻ることができません。
（最短で2027年の4月）

2. 延納手続および除籍猶予手続に伴う授業料（等）の振込依頼書について

10月下旬～11月上旬に修学支援制度対象者の授業料（等）振込依頼書を郵送します。

期日の異なる振込依頼書を2枚組でお送りいたしますので、以下に従ってどちらか一方のみご使用ください。

2026年12月15日までに入金可能な場合

振込依頼書A

2026年12月16日以降に入金の場合

振込依頼書B（2,000円加算）

※『振込依頼書』を紛失した場合は、再発行いたしますので、本館9階財務課（経理担当）までご連絡ください。

※本申請による納入期日の延長の対象は、「2026年度後期授業料（等）」になります。

※10月15日納付期限の授業料等振込依頼書は発行いたしません。

←A4に片面印刷し、2枚をホッチキスでとめて提出

1枚目記入見本

様式第10号(準用)

授業料(等)延納願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

学生課提出日を記入 → 西暦 2026 年 7 月 14 日願出

大阪産業大学学長 殿

経営	学研究科 学 部	経営	専攻 学科
学籍番号	998999		
本人氏名	産大 花子		
保証人氏名 (保護者)	産大 太郎		
[本人・保証人(保護者)ともそれぞれ自筆で記入してください]			
本人携帯番号	070-0000-9999		
保証人携帯番号	080-9999-0000		

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保証人(保護者)連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限: 西暦 2026年12月15日まで

2. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、後期授業料(等)納付期限の
延長が必要なため

教務部長	教務部部長	教務課長	財務課長	受付印

大阪産業大学

←A4に片面印刷し、2枚をホッチキスでとめて提出

2枚目記入見本

様式第11号(準用)

授業料(等)納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

学生課提出日を記入 → 西暦 2026 年 7 月 14 日願出

大阪産業大学学長 殿

経営	学研究科 学 部	経営	専攻 学科
学籍番号	998999		
本人氏名	産大 花子		
保証人氏名 (保護者)	産大 太郎		
[本人・保証人(保護者)ともそれぞれ自筆で記入してください]			
本人携帯番号	070-0000-9999		
保証人携帯番号	080-9999-0000		

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保証人(保護者)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

2. 期限: 西暦 2027年1月15日まで **2026年12月16日~2027年1月15日までの納入には、納入猶予手数料(2,000円)が加わります。**

3. 手数料(下記のどちらかに○をつけること)

- ・ 7,000円 (除籍取消料5,000円と納入猶予手数料2,000円)
- ・ 2,000円 (納入猶予手数料2,000円)

3. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、後期授業料(等)納付期限の
延長が必要なため

教務部長	教務部部長	教務課長	財務課長	受付印

大阪産業大学

授業料 (等) 延納願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科 専攻
学 部 学科

学 籍 番 号 _____

本 人 氏 名 _____

保証人氏名
(保 護 者) _____

【本人・保証人(保護者)ともそれぞれ自筆で記入してください】

本人携帯番号 _____

保証人携帯番号 _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保証人(保護者)連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2026年12月15日まで _____

2. 延納の理由(詳細に)

_____ 高等教育の修学支援新制度に伴い、後期授業料(等)納付期限の

_____ 延長が必要なため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	財 務 課 長	受 付 印

授業料(等)納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科 専攻
学 部 学科

学籍番号 _____

本人氏名 _____

保証人氏名
(保 護 者) _____

[本人・保証人(保護者)ともそれぞれ自筆で記入してください]

本人携帯番号 _____

保証人携帯番号 _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保証人(保護者)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

2. 期限：西暦 2027年1月15日まで

3. 手数料(下記のどちらかに○をつけること)

・ ~~7,000円~~ (除籍取消料5,000円と納入猶予手数料2,000円)

・ 2,000円 (納入猶予手数料2,000円)

3. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、後期授業料(等)納付期限の

延長が必要なため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	財 務 課 長	受 付 印